

令和3年9月清須市議会定例会会議録

令和3年9月2日、令和3年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

| | | | |
|-------|-------|-----|--------|
| 1番 | 松岡繁知 | 2番 | 山内徳彦 |
| 3番 | 富田雄二 | 4番 | 下堂 穂 |
| 5番 | 浅野富典 | 6番 | 松川秀康 |
| 7番 | 大塚祥之 | 8番 | 小崎進一 |
| 9番 | 飛永勝次 | 10番 | 野々部 享 |
| 11番 | 岡山克彦 | 12番 | 林 真子 |
| 13番 | 加藤光則 | 14番 | 高橋哲生 |
| 15番 | 八木勝之 | 16番 | 伊藤嘉起 |
| 17番 | 岸本洋美 | 18番 | 久野 茂 |
| 19番 | 白井 章 | 20番 | 浅井泰三 |
| 21番 | 成田義之 | 22番 | 天野武藏 |
| 計 22名 | | | |

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | | |
|----|---|------|------|------|
| 市 | 長 | 永田純夫 | | |
| 副市 | 長 | 葛谷賢二 | | |
| 教 | 育 | 長 | 齊藤孝法 | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 河口直彦 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 岩田喜一 |

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 危機管理部 長 | 丹羽久登 |
| 市民環境部 長 | 石田隆 |
| 健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監 | 加藤久喜 |
| 建設部 長 | 永渕貴徳 |
| 会計管理者 | 吉田敬 |
| 教育部 長 | 加藤秀樹 |
| 監査委員事務局 長 | 三輪晃司 |
| 企画部次長兼人事秘書課長 | 石黒直人 |
| 企画部次長兼企画政策課長 | 後藤邦夫 |
| 総務部次長兼財産管理課長 | 飯田英晴 |
| 総務部次長兼収納課長 | 三輪好邦 |
| 建設部次長兼土木課長 | 松村和浩 |
| 建設部次長兼都市計画課長 | 長谷川久高 |
| 建設部 参事 | 大橋秀一 |
| 建設部 参事 | 兼松俊彦 |
| 企業誘致課 長 | 沢田茂 |
| 総務課 長 | 楢本雄介 |
| 財政課 長 | 服部浩之 |
| 税務課 長 | 渡辺由利子 |
| 危機管理課 長 | 舟橋監司 |
| 市民課 長 | 伊藤嘉規 |
| 保険年金課 長 | 篠田敬幸 |
| 生活環境課 長 | 所邦治 |
| 産業課 長 | 梶浦庄治 |
| 西枇杷島市民サービスセンター所長 | 北神聖久 |
| 清洲市民サービスセンター所長 | 葛山悟 |
| 春日市民サービスセンター所長 | 日比野鋭治 |
| 社会福祉課 長 | 鈴木許行 |

高 齢 福 祉 課 長
子 育 て 支 援 課 長
健 康 推 進 課 長 兼
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長
会 計 課 長
学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長
ス ポ ー ツ 課 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長
監 査 課 長

古 川 伊 都 子
藏 城 浩 司
寺 社 下 葉 子
前 田 敬 春
平 野 嘉 也
吉 野 厚 之
辻 清 岳
浅 野 英 樹
吉 田 剛
木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
議 事 調 査 課 長
議 事 調 査 課 係 長

栗 本 和 宜
高 山 敬
鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 8名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和3年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で9名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 7番議員 (大塚 祥之君) 登壇 >

7番議員 (大塚 祥之君)

改めまして、おはようございます。

議席番号7番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私は大きく2点、よろしくお願いたします。

まず、1点目、新川地下放水路について。

平成12年の東海豪雨で甚大な被害を受けた新川流域では、新川激特事業の実施により流域全体の治水安全度は大幅に向上されました。しかしながら、毎年のように、台風による豪雨や線状降水帯に伴う豪雨が日本各地で甚大な被害を引き起こしている状況となっております。本市も新川流域排水調整要綱を制定し、運用している流域の自治体として、排水機場のポンプ停止による事態に対して非常に危惧するところであります。現在、新川沿川浸水リスク検討会を組織し、リスクの評価と対策を検討していただいておりますが、今後もこの検討会を通して議論を進め、排水調整を実施することなく安全に洪水を流下させるため、新川地下放水路の整備が必要です。

新川のさらなる治水安全度向上のため、以下お伺いたします。

①東海豪雨により甚大な被害を受けた自治体として、他の関連自治体に先駆けて新川地下放水路に対する方針を示す必要があると考えますが、本市の御所見をお伺いたします。

②本市がこの事業を推進するための課題について伺います。

大きく2点目、福田川第2号排水路、関連地域の整備について。

福田川から日光川への排水機ポンプ能力の向上、土田地区調整池における堆積土砂汚泥の撤去等、福田川第2号排水路に流入する排水対策が進捗しています。また、土田排水区においては公共下水道汚水整備事業と調整を図り、下流部より順次雨水管整備を行っています。しかしながら、度重なる自然の猛威に対して、道路冠水等さらなる浸水被害の低減に向けて、一場・西市場・廻間・新清洲・土田・上条地域などの治水安全度を高める必要があると考えます。

そこで、福田川第2号排水路やこの排水路に流入する地域における排水能力向上のために、以下お伺いいたします。

①福田川第2号排水路における将来的な整備計画についてお伺いいたします。

②福田川第2号排水路に流入する地域について、どのような計画や課題があるかお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、松村建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課の松村です。よろしくお願ひします。

1の①地下放水路に対する方針についてお答えいたします。

平成12年の東海豪雨を受けた激特事業では、139万立米の河床掘削、新川堤防の護岸工、天端舗装、遮水シート等の整備、内水ポンプの増強を実施することにより、流域全体の治水安全度は大きく向上し、現在は支流である五条川や水場川の河川改修を進めております。

しかしながら、現在の整備レベルを超える豪雨ではポンプの運転調整ルールが運用されるなど、依然として内水被害発生危険性を有しております。

このため、愛知県が主体となり、関係市町で組織する新川沿川浸水リスク検討会で、浸水リスクやその対策について検討が進められており、対策案の一つとして提示されている地下放水路は排水調整による内水被害を防ぎ、安全に洪水を流下させることが可能となるため、本市としても大変重要な事業と考えております。

このリスク検討会で、愛知県、関係市町と連携し議論を深めるとともに、地下放水路の実現に向けて、引き続き県に要望をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

本市として大変重要な事業と考えております。先ほどの答弁で、リスク検討会で愛知県関係市町と連携し、議論を深め、地下放水路の実現に向けて引き続き県に要望していくという前向きなすばらしい御答弁をいただいたと思います。

次の質問、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、松村建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

1つ目の②地下放水路推進のための課題についてお答えいたします。

地下放水路は、新川の河道流量の低減を図るため地下に管路を整備するもので、莫大な費用を要し、また流入、排水や中間立坑の適地確保が必要になります。

今後、対策案の検討を進める中で、市が管理している橋梁などの影響や内水対策との調整が必要になると考えています。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

放水路を推進するための課題について今お伺いいたしました。今、本市が管理している新川に係る橋梁において耐震等の今後の改修予定はどのようになっていますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

市が管理している新川に係る耐震改修等が必要な橋梁につきましては、市役所の前の新川小橋とその上流にあります仮橋の2橋になります。

このうち仮橋は、接続する都市計画道路の整備により架け替えが予定されております。

新川小橋につきましては、今年度に耐震改修工事の設計委託を発注しており、令和4年度から改修工事を実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

新川小橋について、今年度に耐震改修工事の設計委託、令和4年度から改修工事を実施することとありますが、この小橋の耐震補強工法というのはいつ頃に確定しますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

今、設計委託等をさせていただいておる中で、成果品が出てくる3月頃になるかと思えます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

先の御答弁の中で、新川放水路の対策案の検討を進める中で、市の管理している橋梁などが影響を考慮していかなければならないとのことでした。今の小橋についてもそうですが、仮橋についても速やかに枇杷島停車場線の先線事業に進むために、道路の線形、橋梁の位置、構造、堤防道路等の取付けなど、確認検討作業が放水路を推進する上で必要であると考えます。

また、現在の整備レベルを超える豪雨では排水ポンプを停止する運転調整ルールも適用され、内水氾濫の危険性もこれからも重視していかなければならない現状です。治水対策の向上と市民の安心・安全のためにもう一度、この地下放水路に対する本市の熱い思いをお聞かせください。

部長、いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

永淵部長。

建設部長（永淵 貴徳君）

先ほど土木課長からも答弁をさせていただいたと思いますが、地下放水路につきましては、排水調整による内水の被害を防ぎまして、安全に洪水を流下させることが可能な事業であると。本

市としても大変重要な事業と考えてございます。

新川沿線の浸水リスク検討会で愛知県、関係市町と連携をいたしまして、議論を深め、早期に地下放水路の実現ができるよう、引き続き県のほうに要望をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

リスク検討会で清須市からもどんどん発議していただいて進んでいくように要望いたしまして、次の質問をお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、松村建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

2つ目の①将来的な整備計画についてお答えいたします。

現在の福田川第2号排水路は計画のとおり整備されているということで、将来的な整備計画につきましても、今のところありません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

将来的な計画は今ないとの御答弁でしたが、現在行われております整備事業等はどうのようになっておりますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

福田川第2号排水路内の堆積している土砂の浚渫、生い茂る雑草等の除去及び水路の補強工事を令和2年度から令和4年度までの計画で、今、実施しているところでございます。

また、令和2年度に土田地区の土地区画整理事業で整備を行いました雨水調整池の堆積した土砂の浚渫及び繁茂した雑草の除去を行い、雨水貯留量の確保を図り、治水安全度の向上に努めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

御答弁で福田川第2号排水路内の整備事業等、これをよろしく願いいたします。

答弁にありました土田の調整池における堆積土砂の浚渫を行っていただきましたが、市はどのような基準でこのような計画をなされているのかお伺いいたします。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

現在、雨水調整池に土砂がどのくらいたまったからということで浚渫をするといったような基準を、今、定めてはおりません。

令和2年度に実施いたしました土田調整池の浚渫工事では堆積土砂の量は約720立米で、土田の調整池の貯留量は約6千820立米であるため、貯留量の約10.6%にあたります。このことをもとに、他の市町村の事例等を参考にして、どのくらいの土砂が堆積したら浚渫を行うか、今後、調査・研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、他市町の事例を参考に調査・研究し、本市の浚渫の基準の策定をすることを要望させていただくとともに、必要ならば毎年の浚渫も考え、施設維持管理費の予算計上を財政課のほうに、こちらもよろしく願いいたします。

次の質問、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、2の②の質問に対し、松村建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

②福田川第2号排水路に流入する地域の計画や課題についてお答えいたします。

福田川第2号排水路に流入する地域につきましては、五条川の右岸、美濃路より西側の地域に

なります。この区域は用排水兼用となっているため、用水確保のための樋門等もあり、汚泥の堆積やごみの投棄により排水を阻害することが考えられます。適正な操作を樋門管理人に依頼するとともに、用水の利用状況を把握し、今後、浚渫や樋門の改修などにより、施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

先ほど福田川第2号排水路に関する適切な維持管理に努めてまいりますとの御答弁をいただきました。この福田川第2号排水路に流入するというのもございます。昨日の議員と同じ内容になってしまいますが、福田川第2号排水路下流域の整備計画というものは、現在どのようなものになっていますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

下流部につきまして、福田川第2号排水路の下流にありますあま市の甚目寺第2排水機場、排水量が約3.19立米になっておりますけども、これのポンプ及び電気設備等の整備を令和元年度から令和6年度までの計画で実施しており、福田川への適正な排水を図っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、福田川の件をお伺いいたしました。逆に、福田川から日光川への排水の整備計画というものはどのようになっていますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

平成26年度には既設の福田川河口排水機場のポンプ排水量は、1秒あたり60立米に加えまして第2河口排水機場の増設整備を行いまして、これが排水量は約30立米でございますが、合

わせて1秒あたり90立米の排水が今現在可能となっております。

また、令和4年度から令和11年度までの予定で、福田川河口排水機場のポンプ及び電気設備等の整備の計画が今現在計画されております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、福田川第2号排水路の下流域の整備、また福田川から日光川への排水についての整備計画というものは理解いたしました。しかしながら、8月13日の豪雨における福田川の危険氾濫水位超過は現実であり、早急な対策が必要なことは変わりません。このような状況において、あま市にある森遊水地において浸水被害を軽減するための排水路からの流入状況というのはどのようになっておりましたでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

森遊水地の貯留状況につきまして管理者に確認したところ、福田川からの溢水により、遊水地への河川水の流入がありました。その後、河川先の排水先の河川の水位が下がったということを確認されて、ポンプにて流入した水の排水を行っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

遊水地への流入があったことは理解しました。先の質問でも福田川第2号排水路の下流域等の整備計画、福田川から日光川への排水についての整備計画はお伺いいたしました。しかしながら、この整備計画では直近で起こり得る豪雨等に対し磐石ではないと考えますが、どのような対策が必要だと思われませんか。また、県や流域市町と、この対策等も含め連携・協議を要望いたしますが、いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

気候変動の影響により降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実現を図る特定河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律というのが令和3年度に公布されております。このことにより、この流域においても流域治水対策に係る協議会を設立することになります。

また、国や流域自治体・企業、あらゆる関係者が協働して、激甚化する水害に対応するため早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする流域治水プロジェクトにつきましても今後策定を進めることになります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、御答弁の流域治水プロジェクトの策定を今後進めますという力強い御答弁をいただきました。今後プロジェクトの策定を進める中で、具体的な本市の対策として調整池の増設が望ましい、必要だと考えます。ぜひ、この件も御検討ください。こちらは要望させていただきます。

先ほど福田川第2号排水路の流入する計画や課題についてお伺いいたしました。福田川第2号排水路に関連する地域内には、JR清洲駅前土地区画整理事業が現在実施されております。今後道路舗装や建物の建設が進捗していく中で、豪雨による河川排水路への流入も増加することが考えられるため、この区画整理事業では雨水貯留池が整備されておりますが、この事業と連携を図りながら、関連地域の浸水被害の軽減のため定期的な排水施設の浚渫や樋門の改修等、早期に実現していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 14番議員（高橋 哲生君）登壇 >

14番議員（高橋 哲生君）

議席番号14番、新世代、高橋哲生でございます。

議長のお許しを得ましたので、私からは、通告に従い、3点にわたり質問させていただきます。
まず、避難情報についてであります。

8月14日午前3時30分、清須市は庄内川が氾濫するおそれのある水位に近づいているとの理由で、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。14日未明の防災無線での一斉放送は東海豪雨の記憶をよみがえらせ、不安を抱いた市民の方々が多かったものと思います。

さて、この発令は、本年5月20日に災害対策基本法改正に伴う避難情報改定後、初めての運用になりましたが、市民サイドには災害の不安もさることながら、情報に対する理解の欠如、情報誤認、混乱も少なからずあったのかと思います。今回の運用に対し、災害対策本部として以下の点についてどんな評価をなされているのか、また、反省点や今後の改善点をどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

- ①発令のタイミング
- ②市民への伝達方法、伝達内容
- ③避難所の開設

大きく2番の質問をさせていただきます。学校の緑の環境管理についてであります。

学校内の緑の環境管理が十分に行き届いていないと感じます。特に学校の外周の植栽の乱れや雑草雑木の繁茂が気になります。また、以前から申し上げていますが、学校周辺の通学路上の雑草が伸び放題のところがあります。子どもたちが毎日目にする学校や通学路などの環境は、子どもたちが安らいだ心で勉強や運動など学校活動に専念できるよう美しく整えられ、整然と管理されるべきだと考えます。現状を把握し、早急な対応を願いたいと思います。どんな対応ができるのかお尋ねをいたします。

3 市内医療機関での新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種体制についてであります。

8月5日より市内5か所の医療機関での接種予約が開始されました。続いて、8月23日には12歳以上の全ての市民がワクチン接種の予約ができるようになりました。

そこで、以下お尋ねをいたします。

①今現在、市内医療機関でワクチン接種を希望される方の接種は十分可能な状況なのか、お尋ねをいたします。

②7月号広報では当初22か所の市内医療機関での接種を予定していましたが、8月号広報で急遽、「国からのワクチン供給量が少なくなり、全医療機関での接種開始が難しくなりました。つきましては、医師会との協議の結果、当面、下記医療機関に限らせていただきますので、御了

承ください」とのことで、現在も市内5か所の医療機関限定での接種となっているのが現状であります。この当面というのはいつまでなのかということをお尋ねしている質問なんです。

17日の大村愛知県知事の記者会見でワクチンは相当程度配分されているとの話がありました。加えて在庫を抱えている自治体もあるので、それを是正し、全ての希望する人がまずは第1回のワクチンを接種できる体制を構築してほしいという話でした。

そこでお尋ねしますが、まだ国から本市へのワクチン供給量は不足している状況ですか。そして、供給されたワクチンの配分は適正になされ、在庫を抱えずに効率的に利用されていますか。

以上、大きく3つにわたり御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、①の質問についてお答えいたします。

8月14日の避難情報発令の対象河川となりました庄内川については、庄内川河川事務所と名古屋地方気象台が共同発表している庄内川氾濫警戒情報等を参考に、避難情報発令の際の判断をしています。

当日は、氾濫警戒情報による庄内川の水位は警戒レベル3の発令基準水位には達しないという予測を元に警戒をしていました。しかしながら、予測に反し、水位が徐々に上昇し発令基準水位を超えたため、市民の安全を配慮し、警戒レベル3の高齢者等避難を発令しました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

答弁ありがとうございました。

清須市が警戒レベル3として指定している水位は、庄内川で6.3メートルだと思います。そして、その水位を超えたのが8月14日午前2時でありました。一方で、本市が警戒レベル水位を発令したのは午前3時半、そこに1時間半のずれがございます。水位のピークは4時だったんですね。その後、低下していく。さらに上流域の水位はその頃の時間は随分前から下がっているような状況でした。

確かに、発令された頃は4時に向かって上がっていったという状況というのは理解しておりますが、こういった状況下の中で、私は3時半にけたたましく放送がかかったということに対して大変違和感を感じました。出すなら早く出してほしいし、出さないなら出さないという、この判断をしっかりしていただきたいなと思います。

大変悩ましい中での判断だったと存じますけども、それからですね、3時半という真夜中でしたが、避難所の移動を必要とする高齢者などの方々を安全に避難誘導するために、明るい時間帯に自主避難所を開設するなど、移動が困難な方に配慮した対応ができたならよかったなということも思うんですけど、この辺についてコメントがあればお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今回の大雨におきまして、13日の午後5時頃、庄内川の水位は1メートル80センチ程度であり、また、大雨警報や洪水警報なども出ておらず、夕方の時点で避難情報を発令する判断というのは難しかったというふうに考えております。

ただし、台風のように事前に予測ができるものにつきましては、なるべく明るい時間帯に安全に避難誘導ができるよう心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

先を見越して運用ルールなども考えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

次、申し上げます。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、②の質問についてお答えいたします。

市民への避難情報の伝達については、防災行政無線、すぐメール、市ホームページ、テレビのデータ放送といった複数のツールで行いましたが、開設した避難所が分からなかったという市民

の声をお聞きしたため、伝達するツールの周知啓発を徹底してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

昨日から評判のすぐメールなんですけど、当日もすぐ届きました。今月の広報表紙でPRがしてありましたように大変評価の高いもので、すぐメールの普及は今まで以上に頑張っていたきたいと思います。

付け加えますと、公式LINEやLINEアカウントやTwitterでの連絡はありませんでしたので、多様なツールでの発信と連携をお願いしたいと思います。

それから、防災行政無線で開設する7か所の避難所がどこなのかということは伝わってなかったので、指定避難所に避難しようとして、そこが開いてないということで困ったという声も聞いておりますので、この点の今後の改善をお願いいたします。

それから、避難情報の発令時に市政推進委員に電話で連絡をされたと思いますが、どのように行動すべきか判断に困った市政推進委員の方もいらっしゃると思いますが、何を市政推進委員に期待していらっしゃるのかお尋ねいたします。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

危機管理課では毎年4月に各ブロックの市政推進委員の皆様に出席をいただき行われます市政推進委員会の中で避難情報発令時のお願いについてという資料に基づきまして、市が避難情報を発令する場合には原則として事前に市政推進委員の皆様へ電話で御連絡をさせていただくということ、また、そのときに備えて自主防災会の方々などと連絡を取るための体制を整えていただきたいということ、そして、市が発令した避難情報が住民の方によく伝わらない可能性もあるため、地域への情報伝達に御協力いただきたいといったことなどをお伝えしてございまして、今回もこのような意図で御連絡をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

コロナ禍で今回も一応は説明会というのがあったとお聞きしていますが、短い時間ですので、なかなか理解ということが深まらないと思いますので、こういったことですね、大切なことなので、繰り返し繰り返し委員の方には明確に落とし込んで、どんな行動を取ればいいのかということをしっかり情報共有をしていただきたいと思いますし、今回のことでどんな行動を取ったのかということも事後のアンケートでも結構ですから取っていただいて、そういう中でコミュニケーションを深めていただいて、課題の抽出・対応をお願いしたいと思います。

また、本日、新聞にも載っていたんですけど、高齢者の個別避難計画というものがあると思いますので、そういったものも策定していただいて、しっかり落とし込みをお願いしたいと思います。

それから、防災行政無線の伝達内容のほうに話を変えますけども、「庄内川が氾濫するおそれのある水位レベルに近づいているため、警戒レベル3高齢者等避難を発令します。今後の状況によっては浸水のおそれがあります。お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください」というメッセージでありました。庄内川が氾濫という表現は、聞いてびっくりしたという方もいらっしゃると思います。庄内川が切れるんじゃないかというような、そんな反応があったわけなんですね。という意味で大げさじゃないかなと思ったんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（八木 勝之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今回の本市における防災行政無線の伝達内容につきましては、内閣府がガイドラインで定めております警戒レベル3の伝達文例を基に作成したものでございます。しかしながら、本市の庄内川における警戒レベル3の6.3メートルという基準は国の庄内川における警戒レベル3の8.5メートルという基準に比べて、よりリードタイムを取った設定となっております。そういったため、伝達文の表現につきましては、また今後研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

分かりました。

内容なんですけど、客観的に市民の方が数値的に今現在どんなレベルなのか分かるような表現にさせていただいたほうがいいのではないかなと今回思いました。伝達する内容、そして言葉ということについて、今後、情報の熟度を上げるというか、洗練化をお願いしたいと思います。

また、避難ということなんですけど、避難所へ行くだけではないという、今、考え方になっております。また、こと水害に関しては自宅より低い場所に避難する必要はございませんので、今後増えるであろうレベル3の避難情報は浸水想定上クリアしていれば、自宅の高い階への垂直避難への促しも徹底すべきであり、日頃から住民に対する啓発・教育をお願いしたいと思います。

特に、昨今はコロナ禍で2年続けて地域防災訓練もできておりませんので、このような状況下でどのように防災知識を住民の皆さんに植えつけていくのかが腕の見せどころだと思いますので、ぜひ、工夫をお願いしていただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の③の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

③の質問についてお答えをいたします。

避難所の開設準備を開始するときには、本市や庄内川上流のほうでも雨はあまり降っておらず、上流の水位は着実に下がってきていました。それにより、警戒レベル4の避難指示までには達しないと想定し、また真夜中ということで避難者は少ないのではないかと判断したため、避難所の開設を7か所のみとしました。

しかしながら、警戒レベル3以上の避難情報を発令する場合は、指定避難所20か所全ての開設が原則となっているため、今後は原則どおり実施してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今後、レベル3の場合は全ての避難所を開設するという事なので、また、それをしっかりと市民の方に伝えていただいて、またルールにはのっとった運用をお願いしたいと思います。

最後になりますけども、清須市が危機管理部をつくったのは、防災に力を入れていく表れだと

受け止めています。看板倒れにならないように、専門家の知恵も借りながら、前もって災害時の運用ルールを明確にさせていただくことと、それを住民の皆様に分かりやすく、日頃から繰り返し情報共有をされることをお願いし、質問を終わります。

次の質問をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしくお願ひいたします。

2の質問についてお答えさせていただきます。

学校内の樹木管理につきましては、毎年度、各学校全てにおいて予算の範囲内で樹木管理業務として業者と委託契約し、剪定等を含めた管理に努めているところでございます。

学校は敷地も広く、管理する樹木等も多いため、剪定箇所等の優先順位を毎年決め計画的に全体を管理しながら、効率的・効果的に維持できるように進めております。

学校周辺内外の雑草等につきましては、道路管理者、教員、また教育の一環として児童生徒、そしてPTAの方々のボランティア活動などの協力も得ながら定期的に環境美化に努めておりますが、コロナ禍でボランティア活動ができていないことなどにより、管理の行き届いていない部分につきましては、今後工夫しながら対処してまいりたいと考えております。

緑化環境の質の向上としては、都市計画課が緑化推進事業の一環として「あいち森と緑づくり事業」の市民参加緑づくり事業という県の補助メニューを活用しまして、毎年1校ずつ児童生徒・保護者と協力し、景観に配慮しながら既存の樹木を整理しつつ、維持管理のしやすい新たな緑化の再生に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

現状を本当に見たことがあるんでしょうかということをお聞きしたいです。コロナ禍でPTA等の清掃もできない状況があることは理解しておりますけど、それ以前に、だんだんだんだん草木の管理が悪くなっているように感じます。当然、草木というのは成長していくので、どんどん大きくなっていくわけでございます。

正門の周りにしても、これは学校の顔であるにもかかわらず、草が茫々で荒れ果てているようなところがあります。毎朝、児童生徒が一日のスタートを切る前にくぐる門が荒れてるということは、これはおかしなことだと思いますので、そこの辺をどう見ているのか、これは私、名古屋市为学校や北名古屋市为学校もいろいろ見てきましたけども、清須市の学校の水準がどうなんだろうということを思いました。教育長にお尋ねしたいんですけど、この現状をどう捉えているのか。どうしてこれができないのかということなんですね。課題が予算なのか、マンパワーの問題なのか、そこら辺を含めてお尋ねをいたします。

議長（八木 勝之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

今、学校の緑化につきましては、10年前まではゆとり教育というものが実践されていて、10年前で切れました。それは低学力を招いたということで、それまで特色ある学校づくりの中で緑化も進めてまいったところがございます。ですが、その後、学力低下を招くということから、いろんな教育課程が変更されまして、今、英語教育が入り、道徳教育が入り、いろいろなものが入って、先生にも生徒にも余裕時間がどんどんどんどんなくなっている状態でございます。

ですが、今おっしゃられた高橋議員のことも私ども十分考えていかなきゃいけないというふうに思っております。これからは少しでも時間をつくり出して、例えば、低木とか、そういうものについては学校の職員等でもやれる範囲で少しずつやっていかなきゃいけないだろうと思いますし、除草はなかなか時間がかかって大変ですが、PTAの方々の協力も得ながら、少しずつ密にならないような形で除草等も進めていくということも今後検討しながらやっていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今のお答え、なるべく学校内でということだったと思うんですけども、本当に学校だけではできないということもあると思ひますので、それに対して何とか助けてあげたいという気持ちのある方もたくさんいらっしゃると思ひますので、学校ですね、地域住民や企業や保護者、目配り、心配りができるような学校にするため、学校も地域にこれまで以上に開いてですね、助けが得られるような体制をつくっていただけることをお願ひします。この質問は以上で結構です。

議 長（八木 勝之君）

次に、3の①の質問に対し、寺社下新型コロナワクチン接種対策室長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

新型コロナウイルスワクチン接種対策室の寺社下でございます。よろしくお願いいたします。

①の質問にお答えをさせていただきます。

8月31日に12歳以上の全ての方を対象に、9月19日までの接種分について予約受け付けをいたしました。その際、同日中に予約数が定員に達し、待機者が出た状況でありますので、現時点においては需要が供給を上回っている状況だと考えております。

現時点において国からのワクチン供給量を勘案し、接種体制を整えておりますので、今後もワクチンが計画どおり供給されるのであれば、接種を希望される全ての方への接種はできるものと考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

答弁ありがとうございます。

現在、全国的なデルタ株の流行ということで、愛知県も緊急事態宣言が発令されまして、本市でも連日、過去最多を更新する感染者を確認されている、そういった中で、若年層も感染が多いということで、急激にワクチン接種のニーズが高まっているようにも感じております。現状では隔週火曜日ごとに枠を拡充することとなっていて、これまで12歳以上の予約をスタートした8月23日、8月31日ですけれども、昼ぐらいまでに一瞬で枠が埋まってしまって予約が取れないという不安の声もたくさん聞いております。今、接種は計画どおり供給されれば接種も順調にいくよというお答えを言われたんですけども、そういった方々が不安を抱かないような安心できるメッセージがあればお聞かせを願いたいと思います、予約が取れない方が安心するように。

議 長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

9月号広報にも掲載をさせていただきましたが、今後2週間ごとに予約開放をしていくことを御案内して、少しでも見通しを持っていただきながらというふうに考えております。

また、予約枠が定員に対している場合については、御相談などございましたら、次回の予約の日時の御案内や市LINEやすぐメールの登録を勧奨いたしまして、タイムリーな情報を受け取っていただけるよう御案内をさせていただいております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今やってますということで、今まで以上にタイムリーな情報共有をお願いして、安心を抱いていただけるようお願いいたします。

質問を続けます。

昨日の岸本議員の答弁でもあったんですけど、計画上、残り想定接種対象者が今、約7千人だということで、このペースで行くと計画対象者の2回目の接種は11月中旬に終わるであろうという答弁だったと思いますけども、ワクチン供給が最終段階になる15クールというのが10月中旬になると思いますので、その頃が最終になるのかなと思っておりますけども、そこら辺は安全パイの答えを言われたのかなと思いますけども、今現在、順調に接種が進んでいるという理解をしていけばよいということなんでしょうか。それをお尋ねします。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

今現在、ワクチン接種は順調に進んでいると思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今後のワクチンが入ってくる見込みの回数というのはどれだけなのか教えてください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

現在、12クール目までが市町村のほうに供給をされております。13クール目、14クール

目がもう既に確定をしております、13クールが6箱、14クールが8箱供給される予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

そこら辺、もうちょっと丁寧に答えてもらおうとありがたいんですけど、13クールまでで1万6千380回分が来るということだと思んですけども、そうすると7千人いるわけですね。2回打つとして、1万4千以上あれば十分打てるということが誰が聞いても分かるわけじゃないですか。そういう情報を分かりやすく住民の皆さんに伝えてあげれば安心すると思んですけど、そこら辺、工夫していただくようお願いをします。

次へ行ってください。

議長（八木 勝之君）

最後に、3の②の質問に対し、寺社下課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の質問にお答えをさせていただきます。

国からのワクチン供給量につきましては、9月13日から2週間の第14クールにおいて希望量に満たない配分量の自治体が多く見受けられました。そのような状況下において、第15クール以降においても本市の希望量どおりのワクチン供給がされるのであれば、接種を希望される全ての方への接種はできるものと考えております。

また、国から供給されたワクチンの市内医療機関への配分につきましては、2回目接種も視野に入れた上で、各医療機関にワクチン配分を行っております。

現在、国から供給されたワクチンの一定数は、ディープフリーザーで計画どおり管理をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

私の尋ねたことからすると分かりにくいような答弁だったんですけど、聞き方を変えますね。

5か所の医療機関プラス訪問接種分が、接種が始まって以降の本市に供給されたワクチンの量を教えてください。単位は回数で結構です。そして、そのワクチンの某医療機関プラス訪問接種分への配分量を教えてください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

個別医療機関が開始されたのが8月中旬からになりますので、第11クール目、12クール目のことについて返答をさせていただきます。

市にワクチンが供給されたのが合計11箱、清須市のほうのディープフリーザーで保管して利用しているのが7箱、はるひ呼吸器病院のほうには4箱になっております。

個別医療機関の4医療機関のほうにお渡ししているワクチンの数につきましては、8月の初めから8月31日まで配送した数についてですが、はなさきクリニックが105バイアル、五条川リハビリテーション病院が59バイアル、ゆうあいリハビリクリニックが142バイアル、三輪医院が86バイアル、往診をしていただいている医療機関のハート在宅クリニックが15バイアル、尾関医院が2バイアル、透析を行っていただいている医療機関の名西クリニックが2バイアル、その他高齢者施設を持ってみえるしんかわクリニックへ4バイアル、堀田クリニックへ5バイアルの合計420バイアルをお渡ししております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

詳しい御説明ありがとうございました。

今、聞いた話だと、当然、国からの供給量というのは少ないわけでもなくて十分ありますし、今、聞いたところだと、この配分の仕方というのも、1つの医療機関が圧倒的に多いような状況だと思います。供給が足りないから22の医療機関を予定してたんだけど、5つにしたと。当面ですよということなんですけど、私としては、市民の方々は早く身近なところで打ちたいよという方も実際いらっしゃいます。そういった声、あるいはワクチン接種をさらに早く進めるためには、複数の医療機関で打っていく体制を取るべきだと思いますので、こういったワクチン配分のバランスというものも考えていただいて、全員野球で清須市の接種が伸びるような体制を整え

ていただきたいと思いますが、この辺、コメントがあれば御見解をお聞きしたいと思います。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

ワクチン接種を望んでいる方にできるだけ早くワクチンを接種いただきたい気持ちはございますので、今後もワクチン供給量を見ながら、医師会のほうとも調整をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

終わります。

議長（八木 勝之君）

以上で、高橋議員の質問を終了いたします。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時25分 休憩 ）

（ 時に午前10時40分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は、2つの質問の項目で質問させていただきます。

河川の増水と内水氾濫についてと悪臭公害問題についてであります。

初めに、河川の増水と内水氾濫について質問します。

本市の17.2%の区域が福田川第2号排水路への排水となっております。この日光川支川の福田川は流下能力不足の区間が多く、下流から河川整備が行われていますが、気候変動で降雨量が

増加し、浸水被害など安全を脅かす状況が頻発しています。河川への排水は、その対応能力を超えると排水ができなくなり、内水氾濫となってしまいます。国は、相次ぐ豪雨災害を受けて、水が流れ込んでくる範囲を見渡し、雨水をためたり地面にしみ込ませたりする場所を増やすなど、様々な対策を組み合わせるという「流域治水」にかじを切り、「流域治水」関連法を4月に成立させました。治水対策は緊急の課題であります。

そこで、以下伺います。

①愛知県の日光川水系の河川整備計画においては、「下流から河川整備を進めてきたが、上流の整備にまだ時間がかかる」として、上流域自治体から「治水対策を実施してほしい」という要望を受け、計画の変更を行って遊水地の整備を計画に取り入れています。本市はこの区域の治水対策についてどのように考えるのか伺います。

②土田・上条地区の農用地除外地域とされる水田域は、どれぐらいの洪水緩和能力を持っているのか伺います。また、今後の開発における治水対策はどのように考えられているのか伺います。

2つ目の項目であります。悪臭公害問題について質問します。

化製場における悪臭は、解決を見い出せないまま、今日なお放置されています。事業者には、環境保全上の支障を防止するために環境関連法令を遵守し、事業活動を実施する責務があります。同時に、行政は、行政指導に基づく公害行政として、問題解決を進めていかなければなりません。現在、当該化製場と愛知県・あま市・清須市で連絡会議を行い、問題解決を図るための話し合いが行われているわけですが、事態の膠着が続いています。

そこで、以下伺います。

①本市における公害の実態はどのような状況にあるのか伺います。また、市民からの悪臭に対する通報や苦情に対してどのような対応を取っているのか伺います。

②公害行政（悪臭など）は、科学的判断と法に基づく措置が重視されなければなりません。本市の公害（悪臭など）問題への取組を伺います。

③化製場における公害問題は公害発生の構造的要因を直視せず、問題が起これば県の関係部局または関係自治体が分野ごとに対処していますが、問題解決の道筋は、それぞれの専門分野の部門ごとの隙間に課題が押し込まれるだけで、明確ではありません。この公害（悪臭など）問題を解決していくために、今後のあるべき解決方法について本市としての考えを伺います。

以上であります。御答弁よろしく願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、松村建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課の松村です。よろしくお願いします。

1の①本市の治水対策の考え方についてお答えさせていただきます。

日光川の河川改修を主に河道改修で進めるには、相当な期間を要するということが考えられます。河川改修は下流から整備をする必要があります、下流が整備できないと上流を整備することができないなどの制約があるため、遊水地であれば下流の河川改修を待たずに洪水をためることができ、早期に治水安全度を向上させることができるため、この区域においても重要であると考えます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今日質問にあたって、福田川について昨日から3人目となったわけであります。今日改めて質問させていただく上で皆さんにカラーで資料をお配りしました。ぜひ、その資料を見ながらこの問題について一緒に考えていただければと思います。

まず、遊水地の問題、重要だということを今、言われたわけであります。日光川水系も福田川において中・上流部での洪水時の水位の低下、下流への負担を軽減することは、皆さんにお配りした洪水浸水想定区域図を見ていただいても分かる通り、まさに待ったなしの課題であります。

日光川流域治水対策協議会において、流域治水について法律的にも4月に改正されてかじを切られたわけでありますが、協議は今、行われようとしているのか、どういう状況にあるのかまず伺います。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

日光川流域対策治水協議会では、日光川流域整備計画の策定、内水ポンプの排水調整体制などに関する協議だとか調整、流域整備計画に関しての現状、あるいは今後の動向について協議を行っているところでございます。

また、先ほどから言われています令和3年5月に公布されました特定都市河川浸水対策被害対

策法の一部を改正する法律、いわゆる流域治水関連法案によりまして、流域治水の計画を活用する河川の拡大により、この区域でも流域治水対策に関する協議会の総合設置と計画の拡充等が今後進められることになるかと思えます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

なるかと思われるということですので、まだ具体的な話は来ていないということの理解をしました。

それでは、まだそういう状況であるので、改めてお聞きします。

この日光川流域の排水調整要綱というのがあるわけですが、この排水調整の事前通知等において単位流域内の該当市町村が示されているわけですが、本市への連絡というのはこの場合どういうふうに今、扱われているのか伺います。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

排水調整の通知及び発令に関しましては、停止水位に達したときに河川管理者から関係機関等への伝達をすることになっております。これまで日光川の下流部におきまして停止水位になっていないため、伝達等は今のところございませんでした。

また、先の8月13日、14日におきましても、日光川の停止の水位まで達していないということで御連絡は今のところございません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういう体制ができていないということであります。

今、お答えの中にもありました、今日の資料の左側の下のところに8月13日の福田川の新居屋観測所、これはテレビのニュース等でもやられて御承知だと思うわけですが、大雨の影響であま市などを流れる福田川は、あま市の新居屋観測所で10時50分、氾濫危険水位に達し

ましたということで、愛知県は河川に近づかないようにという呼びかけがされたわけであります。

ここを見ても、累加雨量が120ミリなんですよね。それでもその表、8月13日の10時時点から真っ赤になってますね。まさにこういう実態があるわけであります。そういう中で、単位流域内の該当市町村が排水要綱の調整要綱を見ると示されていないわけですが、この辺についてはどういうふうに捉えられて、今後考えていったほうがいい。冒頭言いましたが、ここが止まれば清須の17.2%の区域がこの福田川に流れていくわけですので、流れないわけですが、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

約17%の水位、流域の水が流れないということになりますと冠水等が発生するかと思いますが、田んぼ等がございますので、そういったところで貯留しながら河川改修を順次進めていただいて、停止にならないように今後要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まず、福田川第2号排水路、今日お配りした資料を見ていただければ分かるわけですが、旧農業用水の形態になっていると思われるわけですが、流下能力においても不足しているのではないかと思うわけであります。

近年は毎年のように豪雨による雨水は福田川への流下能力を上回って内水氾濫が下流部で特に起きているわけであります。この日光川水系は海拔でいえば0メートル地帯、流域の3分の2がポンプによる強制排水であります。下流からの改修も道半ばであります。流れなければ一気に内水氾濫してしまうわけであります。本市は新川流域と日光川流域があって、どうしても目の前に、ここの地域でいえば五条川があると、日光川水系の福田川のほうへ水が流れていく、こういうことを知らない方もまだお見えになるわけであります。

近年、本市の福田川への排水区域の土地利用、このことについても大きく変わってきています。この8月の豪雨の長雨があったわけでありますが、国は、相次ぐこういった全国の豪雨被害を受けて、4月から流域治水にかじを切ったわけであります。川だけではなく、周りの土地全体で水

害に備えるというものであります。

さらに、この流域治水、水があふれることを前提にして、水をためられる場所をたくさん確保したりして、あらゆる対策を組み合わせることで被害を小さくしようと、関連法案9つを改正して、まさにこの秋から動き始めているわけでありまして。本市も第2次総合計画の中で治水対策の推進を掲げて事業を進められているわけでありまして。

その中の現状と課題で「都市化の進行に伴って、雨水を貯留して地面にしみ込ませる田畑の減少が進んでいることから、浸水被害の発生を防止するための雨水貯留対策を推進することが必要であります」、こう述べられています。先ほど課長が言われたようなことも、このことに込められていると思うわけですが、そこで、改めて、流域治水という視点に立った検討が私は必要だと思うわけでありまして、愛知県は県下で最大の流域面積を持つ日光川流域、先ほどの質問でもありましたが、ここの流域治水のプロジェクト、これはモデルケースとして選定作業を先行してやっていく、こういうことを言っているわけでありまして。市のほうもそういうことを聞いているという答弁でありましたが、これはどのような動きになるかもあるわけですが、やはり既に1級河川の国の指導の下ではこういうプロジェクトは始まっておるわけでありまして。特に愛知県は流域の最大の面積を持つここをモデルケースとして選定的にやっていくという動きがあるわけですので、市としてもそれなりの対策を練って、この協議に加わっていくということが、受け身じゃなくて大事な時期に来ていると思うわけですが、その辺については内部で何か御検討をされているということはありませんか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

先ほども説明させていただきましたけども、日光川につきましては2級河川ということで、流域治水対策法案の拡充によりここも対象になるということで、現在、日光川流域では流域プロジェクトの策定状況につきましては、日光川・筏川水系ということで流域プロジェクトを県、あるいは流域市町が一体となって検討している最中でありまして、氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策だとか、被害対象を減少させる対策、あるいは被害の軽減、早期復旧・復興のための対策といったプロジェクトは今現在まとめている最中でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それだけの項目をまとめている最中だということであれば、意見の集約等もされておると思うわけですので、本市としても第2次総合計画の中でも治水対策の推進を掲げているわけですので、ぜひ、その動きと合わせてこういったプロジェクトに対しても積極的に意見を挙げていくということが大事だと思いますので、今、挙げられた項目についてしっかりまとめていただきたいと思います。

それでは、2点目をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課、長谷川です。よろしく願いいたします。

土田・上条地区の洪水緩和能力、今後の開発における治水対策ということに関して御答弁させていただきます。

水田域に保水能力があるというのは、皆さんも当然のこととして御承知されていると思いますが、具体的にどれぐらいの貯留量があるか、そういったところを検証した成果というのは、現在のところございません。一般的には、開発案件ごとに計画段階から河川管理者との調整を図り、治水対策を実施するよう指導しておるものでございます。

土田・上条地区につきましては、市街化編入を見据え土地利用を図っていく方針でございますので、該当地域で開発を行う場合は、事業者に対して市街化編入を行う場合の基準における雨水流出抑制対策や湛水容量を考慮した事業の実施を要請し、必要な貯留量の確保に努めるよう指導してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今日お配りした資料を見ていただきたいわけですが、まず、左のほうに赤枠で囲っておきましたが、開発予定地域43ヘクタールあります。それで、この地域を右側の洪水浸水想定区域図で見ただくと、真ん中の上のほうですね、この地域になるわけでありまして。特に、福田川と環

状線の間はかなりの赤い状況になっておりますし、この開発予定地域もブルーになっています。やはりこの43ヘクタールで、あぜや道路までの高さ、一般的には50センチとか60センチと言われているわけですが、田んぼダムという表現もされておりますが、この地域があるから、今、清須の約18%の水が第2号排水路へ流れて、あふれても、やはりここで一定の洪水の緩和能力を持って保たれているというのがこの浸水想定区域図を見ても明らかだと思うわけであります。

算数で単純に43ヘクタールを50センチから60センチ、そこで水を保つことができれば、そこにあるような福田川の森遊水地並の遊水機能を持ったものが必要だと思うわけですが、その辺はこの図を見てどう思われますか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

おっしゃるとおりだと思います。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

共通認識があるということは確認しました。その上でお聞きします。

令和3年の今年、国土交通省から、水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインが出されたわけであります。その中には緑地や農地の創出・保全が掲げられて、雨水流出抑制を図ることが掲げられています。今日お配りした日光川水系福田川洪水浸水想定区域図を見ていただきたいわけですが、これは愛知県が令和元年8月に公表した福田川流域24時間総雨量836ミリの想定最大降雨に伴う洪水により、福田川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションしたものであります。

見ていただくと、先ほども言いましたが、特に旧清洲飛行場跡の農地、雨水流出抑制を図る上で本当に大きな役割を果たしているわけであります。まさに水田は周囲をあぜで囲まれているために雨水を一時的に貯留することができますし、たまった水をゆっくりと流出するため、下流の水位上昇を抑えて洪水緩和機能を発揮するわけであります。

それで、この浸水洪水想定図に書いてあるわけですが、先ほども言いましたが、前は僅か100ミリぐらいのところ流れなくなったわけであります。そういう状況が今、本当に毎年の

ように訪れるわけです。

それで、毎年、日光川水系の流域管内の自治体から県へ要望が出されています。その内容を見てみますと、まさに福田川の下流のほうが多いわけですがけれども、尾張地域は海拔が低い地域なので、海より低いということは、用水から川へ、川から海へ自然に流れていかない。大潮のときは平均潮位よりも低いと。飛島村は全村が海拔マイナス1.5メートルの低地だなど、それぞれの自治体が実情を述べられているわけであります。まさに極めて水害の危険性の高い流域であります。

国の流域治水の方針に合わせて、水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインも雨水の流出抑制を図ることを求めているわけであります。豪雨になったらまさに水は流れないわけがあります。そして、内水氾濫を起こすわけであります。この日光川水系福田川洪水浸水想定図をまさに御覧いただければ分かるとおりであります。

そこで、この問題の最後に市長にお聞きしたいと思います。

1級水系の庄内川流域治水協議会においては、近年の気候変動を踏まえると東海豪雨の災害はまた起こる可能性が十分あり、流域市町では一丸となって備えていくことが大切だと市長は会議の中で挨拶されて、災害に強いまちづくりについては1市では限界があるため、流域の市町が一体となって浸水被害の軽減・防止に取り組むことが大切だと意見も出されました。庄内川流域治水協議会においては、このようにしっかり発言もされて非常にいいかと思うわけですがけれども、日光川水系についてはどのように考えられているのか、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（八木 勝之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

流域治水につきましては近年出てきた概念ですけども、要は、河川管理者のハード事業だけでは最近の雨の降り方には対応できないということで、流域の市町村だけでなく、住民の方も一緒になって対策を講じておこうというのが流域治水の概念だというように思っております。

庄内川水系が全国で先駆けて第1号ということで発足したんですけども、私も会議は1回も欠席せずに出席をして発言をさせていただいております。

日光川水系につきましては、今、議員がおっしゃったように、福田川を流域とする水系でありますので、清須も日光川水系の期成同盟会のメンバーでございます。まさに同じ流域の市町村と

して、まだ正式に協議会を立ち上げると私は聞いてないんですけども、恐らくその方向に進むと思いますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

しっかり水系全体で治水を考えていくという大事なことで、清須は中流に位置して、約18%の水がここに流れるわけですので、遊水地の問題についてももしっかり検討いただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

2つ目の質問をお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

生活環境課、所です。

2の①の御質問について答弁いたします。

化製場から排出される臭気が、天気・気温・風向・風速や時間帯により強弱はあるものの、日常的に周辺地域に漂っている実態があり、この季節、その範囲は広範囲に及んでおります。また、市民からの通報や苦情については、連絡を受けた段階で迅速に周辺状況を確認しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

日常的にということも今おっしゃっていただきましたが、市民は迅速な対応を望んでいるわけでありまして。特に、夕食時とか夜に臭いが漂い、我慢の限界を超える思いがあるわけでありまして。こうしたときに、どう市として市民の苦情や声を聞いて迅速に対処できるかが重要になってくるわけですが、もう少し具体的にどのようなことを行っているのか伺いたいと思います。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

②の公害問題の取組と少しかぶってしまうんですが、今現在、市役所開庁時、市民からの通報や苦情を受けた場合、委託業者による緊急の臭気測定を実施しております。

同時に、悪臭防止法の指導権限を行使できるあま市の環境衛生課職員と一緒に、こちらのほうの化製場事業所に訪問して、作業状況の把握と臭気の抑制をお願いしております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今年は特に夏なんかは長雨で湿気を伴った風等も吹いて、臭いが漂って滞留するというか、非常に悪臭が日常的に感じられるときが多かったわけでありまして。そういった市民の方からの通報や相談があったときには迅速に動くわけですが、市民の方に対してどのようなお応えというか、対応されて、市民の方がどういう要望なり声を上げられているのか、特徴的なことがあれば教えていただきたいと思っております。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

長く地域に住まれている方というのは、どこからの臭気であるかということを知ってみえます。新しく地域に引っ越しなどをして入ってこられた方、最初、臭気に対してすごくびっくりしたと。これは何の臭いですか、どこから発生した臭気でしょうかという問合せがございます。それに対してこちらのほうは、あま市にある化製場のほうからではないかということですね、当然、そういう御連絡をいただいたらすぐ現地のほうへ向かいますので、現地のほうで臭いが違ってはいけませんので、現場に出ている者にも確認させて、この化製場からの臭気であればそのようなお答えを後ほどお電話、メールなどで回答している状況でございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

夕食時とか夜になって臭いが漂ってくるわけでありまして。そうすると、役所が開いている時間の通報だけじゃなくて、特に5時半以降、宿直体制や休日体制になった場合の対応については、

市はというふうに行われているのか伺います。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

夜間におきましては、通報や苦情があった場合において、宿直の職員がお話を伺っております。翌朝、宿直者から生活環境課のほうへ伝えられますと、すぐにあま市の環境衛生課職員のほうに連絡しまして、同行していただいて事業所のほうに訪問し、先ほども申し上げましたが、どのような作業をしておったのかということと、こういう連絡が入っておるので、臭気の抑制のほうをお願いいたしますというお願いをしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

やはり腐敗臭がするときがあるわけですね。それで、夜中じゅう、結構しているときとか、夜遅くまで操業されているときがあるわけです。迅速な対応を市民は求めるわけでありまして。これは明日の朝まで待ってれというようなことでは私はいかななものかと思うわけでありまして、あま市のほうも宿直体制があるわけですし、工場も夜遅くまで動いていることもありますので、そういったときの対応をもっと迅速性を持って何らか動けるようなことを要望しておきます。

それから、化製場の許可・監督をしているのは愛知県であります。市は住民の苦情に基づいて調査を行って公害問題解決に取り組んでいるわけでありまして。そして、公害規制法令を所管する機関と十分な連携を取って、問題が起これば関係部局は分野ごとに対応する形を取っていく、こういうことが必要になるわけでありまして。しかし、例えば、愛知県のほうに伺うと、2019年は6件の苦情が市役所に寄せられている、こういう認識であります。

また、2020年度はあま市の依頼で県が悪臭測定を行った結果では、測定した16物質全てについて規制基準を下回っていたと、こう言っているわけでありまして。これでは実態が見えていないのか、見ようとしていないのか分かりませんが、この公害問題の解決が見えないわけでありまして。公害における苦情件数だけを指標にして、苦情件数が少なければ問題がないんだと思われるような状況であります。現場の実態が共有されていないと思われるわけですが、市としてこのような県を含めた認識についてはというふうにかえられるのか伺います。

議 長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

苦情が少ないという認識は、清須市のほうはそういうふうには思っておりません。現に毎日のように現地のほうを確認しておりますし、いろいろなお声のほうも令和3年度になってからたくさん伺っておりますので、それは他人事ではない、清須市の問題として認識しております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

清須市は本当に一生懸命やられているのはよく分かりますけれども、先ほど言いましたが、県の認識とのずれがあるように思いますので、その辺はしっかりそういったこともお伝えいただきたいと思います。

2つ目へ行ってください。

議 長（八木 勝之君）

次に、2の②の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

②の御質問について答弁いたします。

市役所開庁時、市民からの通報や苦情により周辺を巡回し、強い臭気が滞留している状況が確認できた場合においては、委託業者を緊急招集し緊急臭気測定を実施し、同時に、悪臭防止法の指導権限を行使できるあま市環境衛生課職員に連絡、同行し、事務所に訪問、作業状況の把握と臭気の抑制をお願いしております。

また、休祝日の日中に通報や苦情があった場合においては、生活環境課職員の休日当番が現地を巡回し、記録しております。

緊急臭気測定の記録データにつきましては年度ごとに取りまとめ、生活環境課と新清洲四丁目集会所に保管しております。また、事業所、あま市、清須市で構成し、県関係機関がオブザーバーとして参加している連絡会議があり、新型コロナ感染対策により本年度はまだ1回しか開催されておりましたが、通常、年4回開催される連絡会議において、臭気データ、苦情件数、苦情内容を発表し、臭気の抑制・改善を強くお願いしております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この悪臭防止法の第4号第1項及び第2項並びに平成18年4月、県告示第375号に定められた愛知県内の悪臭に係る規制地域及び規制基準の内容を見ると、あま市は臭気指数規制の方式の地域と物質濃度の規制の方式の地域があるわけですが、この地域は物質濃度だということで、県も、先ほど言ったとおりそういう対応をされておるわけですが、清須市においては臭気の対応をされたということではありますが、どういう実態結果が出たのかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

令和3年度でお答えいたします。

本年度は既に6回の緊急臭気測定を行っております。一番最初が6月3日、基準値12に対して11でした。このときは超過しませんでした。全てこれは新清洲四丁目県道付近で臭気を採取しておりますが、6月10日、基準値12に対して14、これは16時4分の測定でございます。6月24日、基準値12に対して16、15時33分の測定でございます。一番大きな結果が出たのが7月14日、基準値12に対して20という大きな数字が出ております。新清洲四丁目の県道付近でございます。15時13分の緊急測定でございます。その次、8月3日、基準値12に対して14、同じ場所です。14時45分の測定です。一番最近のものになりますが、8月20日、こちらのほうも15時ちょうどに臭気測定を行っております。基準値12に対して14という結果が出ており、6回中5回の臭気測定で基準値を上回ったという結果が出ております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういう結果が出たということ踏まえて、3番目の回答をお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、2の③の質問に対し、所生生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

③の御質問について答弁いたします。

本市におきましては、先ほどの②の御質問にて答弁いたしました「通報、苦情による迅速な現地確認」「緊急臭気測定による記録データの収集と事業所訪問」「連絡会議での発言と発表」を今後も継続し、あま市と協力しながら、誠心誠意迅速な対応を心がけ、少しでも問題解決に導いていければと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

苦情とか通報による調査の結果、悪臭の発生原因、こういった実態が究明され、それによって地域の生活環境が損なわれると認められる場合は改善対策を指示・指導して、一刻も早い解決を目指していく必要があるわけであります。

化製場法の許可権限は県知事でありまして、設置場所は人家が密集していない場所とされています。また、臭気処理を十分講じること、こういうことも書かれています。そして、県には立入検査権があり、改善命令を出せるわけでありまして。生活環境が損なわれると認められるためのデータが臭気測定で取れたわけでありまして、問題解決へ進んでいただきたいわけですが、この辺についてはいろいろ法的な規制とか枠組みの中で悪臭公害に対処することが大変難しい問題もあるわけですが、その辺についてはどういうふうに今後お考えか、もう一度お願いします。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

こちらのほうですと臭気測定の基準なんで化製場のほうの地域とは違う結果ではございますが、これだけの大きな規制基準を超えた大きな結果が出たということを経後もっと強く連絡協議会の場、それとやはり事業所のあるあま市のほうにもしっかりと伝えて、少しでも問題解決に導ければと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

関連のある他の公害規制法令や事業そのものを規制するような他の法令を手がかりに、それらの法令を所管する機関と十分な連携を取りながら事に当たっていただきたいと思います。

まさに実態を直視していただいて、無理が通れば道理が引っ込む、こんなことがあってはならないわけであります。法令を遵守して、問題・課題がどこにあるかを明確にして取り組んでいただくということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（八木 勝之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

以上で、2日間にわたる一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、9月6日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

（ 時に午前11時19分 散会 ）